平成２４年（再口）第１号
神戸市垂水区塩屋町５丁目９番５号
再生債務者　戸高　成晃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月８日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再口）第１０号
神奈川県足柄下郡箱根町大平台583番地
再生債務者　加藤　良一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月９日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再口）第９号
大阪市住吉区山之内３丁目６番18号
再生債務者　林　　克二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第１０１３２号
千葉県印西市小林2904　小林分厩舎住宅３－７、住民票上の住所東京都品川区南大井５－13－19－609
再生債務者　藤本　成生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１０１２６号
東京都世田谷区千歳台１－38－10－102
再生債務者　大坪　八重
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１０号
千葉県野田市岡田719番地103
再生債務者　桃井　一茂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月９日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再口）第１号
埼玉県秩父市山田129番地５
再生債務者　風間　直久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月９日
さいたま地方裁判所秩父支部個人再生係

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成24年５月18日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博Ｊ―1256	平成元年５月２日	中井　尚美	平成24年３月24日	
京博Ｊ―1257	平成元年５月２日	中井　尚美	平成24年３月24日	
京博Ｊ―1258	平成元年５月２日	中井　尚美	平成24年３月24日	

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月七日
掲載貢　七十九貢（号外第一五〇号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十四年五月十八日
埼玉県飯能市大字双柳二二六四番地
（甲）株式会社ニットー冷熱製作所
代表取締役　市川　祭二
東京都千代田区丸の内二丁目二番一号
（乙）エー・シー・ピー・プリッジ株式会社
代表取締役　赤坂　貴夫

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年二月二十一日
掲載貢　九十四貢（号外第三十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年二月二十二日
掲載貢　八十三貢（号外第四十号）
平成二十四年五月十八日
北海道苫小牧市元中野町四丁目七番一号
（甲）苫小牧海運株式会社
代表取締役　友廣　雅穂
北海道蘭市緑町三番一〇号
（乙）海洋産業株式会社
代表取締役　今村　隆雄

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月七日
掲載貢　七十九貢（号外第一五〇号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十四年五月十八日
埼玉県飯能市大字双柳二二六四番地
（甲）株式会社ニットー冷熱製作所
代表取締役　市川　祭二
東京都千代田区丸の内二丁目二番一号
（乙）エー・シー・ピー・プリッジ株式会社
代表取締役　赤坂　貴夫

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月一日
掲載貢　二貢（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載貢　二八二貢（号外第一四三号）
平成二十四年五月十八日
東京都港区新橋二丁目二一六番一号
（甲）株式会社日本トラフィックコンピューターセンター　代表取締役　松永　信孝
東京都渋谷区代々木三丁目二五番三号
（乙）株式会社ニューメディア総研　代表取締役　佐藤　正夫

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.fujixerox.co.jp/tmx/company/koukoku.html
（乙）http://www.fujixerox.co.jp/ynx/company/koukoku.html
平成二十四年五月十八日
東京都立川市曙町二丁目三七番七号
（甲）富士ゼロックス多摩株式会社
代表取締役　宮澤　行雄
山梨県甲府市国母二丁目三番七号
（乙）富士ゼロックス山梨株式会社
代表取締役　藤巻　光社

合併公告
左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこれは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年五月十八日
東京都港区赤坂八丁目五番二六号
（甲）株式会社有限責任監査法人トーマツ　代表社員　永田　融
石川県金沢市広岡二丁目一番一八号梶川ビル
（乙）永昌監査法人　代表社員　千葉　雄三